

2026 年 3 月 20 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア ル プ ス 技 研
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 須 藤 泰 志
(コード番号:4641 東証プライム)
問 合 せ 先 業 務 執 行 役 員 経 営 企 画 部 長 石 橋 武
(T E L. 042-774-3333)

「第 45 回定時株主総会招集ご通知」の一部修正について

株主各位

2026 年 3 月 4 日付けにてご送付いたしました「第 45 回定時株主総会 招集ご通知」につきまして、一部修正がございますので、謹んでお詫び申し上げますとともに、本ウェブサイトへの掲載をもって下記のとおり修正のご連絡をさせていただきます。

記

1. 修正箇所

第 45 回定時株主総会招集ご通知 23 頁 「会計監査人の状況」の注記箇所（3）の削除及び、以下のとおり繰り上げます。

2. 修正内容（修正箇所には下線を付しています。）

【修正前】

（3）非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第 2 条第 1 項の業務以外の業務である「財務報告に係る内部統制に関する指導・助言業務」に対し 2 百万円を支払っております。

（4）会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会社法第 340 条第 1 項各号に該当すると認められる場合又は会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会の議案の内容を決定いたします。監査役会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

【修正後】

（削除）

（3）会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会社法第 340 条第 1 項各号に該当すると認められる場合又は会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会の議案の内容を決定いたします。監査役会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

以上